

連合と「派遣・有期雇用労働者の適正な処遇の確保」に向けて、共同宣言

当協会は、2月19日、日本労働組合総連合会（略称「連合」。神津里季生会長）と、「派遣労働者・有期雇用労働者の適正な処遇の確保」に向けて、共同宣言を取りまとめました。（共同宣言はこちら）

連合とは、これまでも労働者派遣事業に関して2010年、2016年に共同宣言を出しており、今回が3回目です。また、2019年には、長時間労働是正に向けた共同宣言も発表しています。

今回の共同宣言は、「派遣労働者・有期雇用労働者の雇用の安定と均等・均衡処遇の実現や、労働力の需給調整という重要な社会的機能を担う製造系人材サービス業界の適正な運営などにより、派遣労働者・有期雇用労働者が安心して働くことができる環境を不断に整備していくことが重要である」と明記されています。

当協会と連合は、今後も、相互の対話を深めつつ、それぞれの組織でまたは共同して、法の周知・理解促進等を実践し、派遣労働者・有期雇用労働者が安心して働くことができる社会の構築を目指していくことも、謳われています。

共同宣言の取りまとめに当たって、当協会から青木秀登会長以下理事ら8人、連合からは相原康伸事務局長以下局長ら9人で意見交換を行いました。その中で、同一労働同一賃金に関する両団体のこれまでの取組状況を共有し、また、技能協からは本年1月に発表した「将来ビジョン2030」について、連合からは2020春季生活闘争やハラスメント対策等についても併せて報告されました。

その後の意見交換では、同一労働同一賃金法制の適切な施行を中心に活発な意見交換が行われました。

当協会は、連合のほか、日本経済団体連合会（経団連）などの経済団体とも積極的な意見交換の場を持っており、当業界と関わりの深い関係団体と引き続き密接に連携していくことにより、当業界の健全な発展を目指してまいります。



【お問い合わせ先】

一般社団法人 日本生産技能労務協会 事務局 TEL:(03)6721-5361 FAX:(03)6721-5362